組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
海上自衛隊				
航空自衛隊			（一）二	（六）七
防衛省本省の内部部局	人	（八）八 人		人
防衛装備庁		（四）六	（三）四	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
航空自衛隊			（一）一	（九）九
防衛省本省の内部部局	人	（八）八 人		人
防衛装備庁		（二）六	（一）四	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第三条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第三（第三条関係）	
区分	専任の教授・准教授・講師の数
学科目	専任の助教の数
医学科に設ける講座	一二
看護学科に設ける講座	六七
合計	三三
	五九
	一五
	一一二
	七四

改正前	
別表第三（第三条関係）	
区分	専任の教授・准教授・講師の数
学科目	専任の助教の数
医学科に設ける講座	一二
看護学科に設ける講座	六七
合計	三三
	六〇
	一五
	一一二
	七五

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第四条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。